

国際青年環境 NGO A SEED JAPAN

金融機関の社会的責任に関する公開質問状及び回答票（2010 年度版）

会社名：株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

質問 1：環境・社会配慮型融資制度について

金融機関は環境・社会に配慮した取り組みを積極的に進める企業等に対して、条件を優遇して融資を行うことにより、企業等の環境・社会配慮行動を促進すべきと考えられます。また融資先企業に対して、コンサルティング等を通して環境・社会に配慮した取り組みを進めるように働きかけるべきと考えられます。このような考えから、貴行のこうした環境・社会配慮型融資制度の取り組みについて伺います。

(注) 再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資については、質問 2 においてご回答いただきます。本質問は、主に企業等を対象としたコーポレートファイナンスにおける環境・社会配慮型融資制度についてご回答ください。

質問 1-1. 環境・社会配慮型融資制度の具体的な内容について

① 貴行は、環境・社会に配慮した取り組みを進める企業等に対しての何らかの条件を優遇した融資制度を導入していると伺っています。その環境・社会配慮型融資制度の適用条件をどのように定義されていますか？

(複数回答可)

- ☒ A. ISO14001 認証取得企業
- ☒ B. エコアクション 21 認証・登録企業
- ☒ C. KES 登録企業
- ☒ D. エコステージ登録企業
- ☒ E. その他の国による外部認証・登録企業（具体的に：[グリーングローバル認証](#)）
- ☒ F. その他の自治体による外部認証・登録企業（具体的に：青森、岩手、東京都、など、約 20 の地方公共団体やその外郭団体が運営する環境認証）
- ☒ G. 環境報告書発行企業
- ☐ H. 事業内容が環境・社会の改善につながる企業
- ☒ I. 貴行・貴グループでの独自基準（具体的に： ）
- ☐ J. その他（具体的に： ）

② 貴行は、①で回答された環境・社会配慮型融資制度の適用条件について、どのような考え方・方針で定義されていますか？ 具体的にご記入ください。（たとえば「適用条件は広めに取り、より多くの企業が制度を利用できるように配慮している」等）

[適用範囲を広めに取り、より多くの企業が制度を活用できるよう配慮している。](#)
[環境認証取得済の企業のみを対象とするのではなく、認証を取得していない場合でも、環境マネジメントシステムを構築している企業であれば対象となる商品もある。](#)
[また、企業が環境経営の重要性に気づき、環境経営を始めるためのアドバイスをできる仕組みを用意している。](#)

③環境・社会配慮型融資制度の具体的内容についてご記入ください。

(複数の制度がございましたら下記内容をコピーして、ご記入ください。)

融資制度名	SMB C 環境配慮評価融資
概要	基本的に環境マネジメントシステム認証取得（または認証を取得していない場合でも、環境マネジメントシステムを構築している場合は適用可）企業を対象に、企業の環境配慮の状況を、当行とグループのシンクタンクである日本総合研究所とで独自に作成した環境配慮評価基準で定量面・定性面を調査票への記載と実際のヒアリングにより評価し、評価結果を 7 段階に分け、融資実行時に評価結果を還元すると同時に、日本総研から、さらなる環境経営拡大のために、他社事例等も含めた助言を行うというもの。 評価結果によっては、融資条件への反映もあり。 また、融資実行後には、当行がプレスリリースを出し、企業の環境経営の特徴を打ち出すことで、当社の環境経営を対外的に認知してもらうことができる仕組みをとっている。

融資制度名	SMB C 環境配慮評価私募債
概要	基本的に環境マネジメントシステム認証取得（または認証を取得していない場合でも、環境マネジメントシステムを構築している場合は適用可）企業を対象に、企業の環境配慮の状況を、当行とグループのシンクタンクである日本総合研究所とで独自に作成した環境配慮評価基準で定量面・定性面を調査票への記載と実際のヒアリングにより評価し、評価結果を 7 段階に分け、私募債発行時に評価結果を還元すると同時に、日本総研から、さらなる環境経営拡大のために、他社事例等も含めた助言を行うというもの。評価結果によっては、私募債発行条件への反映もあり。また、私募債発行後には、当行がプレスリリースを出し、企業の環境経営の特徴を打ち出すことで、当社の環境経営を対外的に認知してもらうことができる仕組みをとっている。

融資制度名	SMB C 環境配慮評価融資 eco バリュー up
概要	基本的に環境マネジメントシステム認証取得（認証を取得していない場合でも、環境マネジメントシステムを構築している場合は適用可）している中堅企業を対象に、企業の環境配慮の状況を、当行が独自に作成した中堅企業向けの環境配慮評価基準で定量面・定性面を調査票への記載と実際のヒアリングにより評価し、融資実行時に評価結果を還元するというもの。評価結果還元時には、社会やステークホルダーからの環境に関する要請や法規制に、今後どのように対応をしていこうか悩んでいる中堅企業に対し、当行と協働をしている環境専門機関（あたらしサステナビリティ、新日本監査法人、トーマツ、BSI グループジャパン）のうち、当社の担当となった機関より各種アドバイスをを行い、今後の環境負荷軽減や環境経営の拡大に活用してもらうというもの。評価結果によっては、融資条件への反映もある。

融資制度名	SMB C 環境配慮評価私募債 eco バリュースアップ
概要	基本的に環境マネジメントシステム認証取得（認証を取得していない場合でも、環境マネジメントシステムを構築している場合は適用可）している中堅企業を対象に、企業の環境配慮の状況を、当行が独自に作成した中堅企業向けの環境配慮評価基準で定量面・定性面を調査票への記載と実際のヒアリングにより評価し、私募債発行時に評価結果を還元するというもの。評価結果還元時には、社会やステークホルダーからの環境に関する要請や法規制に、今後どのように対応をしていこうか悩んでいる中堅企業に対し、当行と協働をしている環境専門機関（あたらしサステナビリティ、新日本監査法人、トーマツ、BSI グループジャパン）のうち、当社の担当となった機関より各種アドバイスを行い、今後の環境負荷軽減や環境経営の拡大に活用してもらうというもの。評価結果によっては、私募債発行条件への反映もある。
融資制度名	SMB C－ECOローン I 型
概要	特に中小企業を対象に、ISO14001 やエコアクション 21 等、当行が対象とする約 20 の環境マネジメントシステム認証を取得している企業に、金利の優遇（最大でマイナス 0.25%）を行うというもの。 そのうち、特に KES を取得している企業に対しては、金利の優遇に加えて取扱手数料も優遇するという「KES サポートローン」も取り扱っている。
融資制度名	SMB C－ECOローン II 型
概要	ISO14001 やエコアクション 21 等、当行が対象とする約 20 の環境マネジメントシステム認証を取得している（または取得中の）環境ビジネスを行う企業が資金調達を行う際に、金利の優遇（最大でマイナス 0.25%。ISO 取得中の場合はマイナス 0.1%）を行うというもの。 環境ビジネスを行っている企業か否かは、日本総研のコメントを受けることで判断する。
融資制度名	環境配慮企業支援ファンド
概要	日本銀行の「成長基盤強化資金供給関連ファンド」を活用し、環境配慮経営を行っている企業に対し、同ファンドを適用するというもの。 具体的には、当行の SMB C 環境配慮評価融資の評価体系を活用し、一定以上の評価を取得した企業が同ファンドを活用できることとすることで、環境経営に注力する企業を応援するというもの。
融資制度名	環境設備支援ファンド
概要	日本銀行の「成長基盤強化資金供給関連ファンド」を活用し、環境関連設備を導入するための資金調達を行う企業に対し、同ファンドを適用するというもの。 具体的には、当行独自の環境評価体系により、企業の環境経営を評価し、一定以上の評価を取得した企業が環境関連の設備を導入する際に、その調達資金に同ファンドを活用できることとすることで、環境経営に注力するとともに換気用関連の設備を積極的に導入する企業を応援するというもの。

融資制度名	環境省利子補給制度
概要	下記の、環境省利子補給制度を活用 ■ 3 %利子補給制度（現在は取扱終了） ・ 京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業 ・ 地球温暖化対策加速化支援無利子融資利子補給金交付事業 ■ 2 %利子補給（H23/2～取扱開始） ・ 環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業 ■ 1 %利子補給（22年度分は終了、23年度はH23/4～） ・ 環境配慮型経営促進事業利子補給金事業

質問 1-2. 環境・社会配慮型融資の実績および目標について

① 貴行の、環境・社会配慮型融資の実績として、2009 年度末時点の融資残高および 2009 年度 1 年間に
おける新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する
割合をご記入ください。なお、非公開あるいは無回答の場合はその理由をご記入ください。

	環境・社会配慮型融資	融資全体に対する割合
2009 年度末の融資残高	(1,800 億)円	()% ※1
2009 年度での新規・追加融資額	(1,450 億)円	()% ※2

※1：2009 年度末の融資残高における環境・社会配慮型融資の割合（環境・社会配慮型融資の融資残高／全融資残高）

※2：2009 年度における新規・追加融資額全体に対する環境・社会配慮型融資の割合
（環境・社会配慮型融資の新規・追加融資額／新規・追加融資額全体）

非公開あるいは無回答の理由

② 貴行は、環境・社会配慮型融資の実績について、決算時にどのように把握していますか？その仕組み
についてご記入ください。

当行の環境マネジメントシステムの中で、環境・社会配慮型融資商品毎の実績件数・金額を把握している。

③ 貴行の、環境・社会配慮型融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠を
ご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

2010 年度目標（新規・追加融資額）：700 億円

質問 1-3. 環境・社会配慮型融資を拡大していく際の課題について

2010 年度より、日本版環境金融行動原則起草委員会が開催されるなど、環境金融を推進する動きが広
まっています。このような動きを受けて、今後、環境・社会配慮型融資を拡大していくためにど
のように取り組みを実施されますか。

企業の保有する環境技術の有効性・市場性等の評価。更に、企業に対するスクリーニングの精度を上げていくことが課題。また、政府の補助金とのコラボレーションも今後のポイント。

質問 1-4. 企業の環境配慮型運営を促進するための仕組みについて

金融機関は、環境・社会に配慮した取り組みを促すために、融資先企業に対して融資優遇制度の適用条件を満たすように働きかけるべきと考えられます。

①貴行は、融資先企業が環境・社会に配慮した取り組みを進めるために、融資の際、企業に対して融資優遇制度の適用条件を満たすように促していますか？

☐A. すべての融資で促している。

☒B. 一部の融資で促している。

☐C. 促していない。

(質問 1-4①にて、A・B と回答した方に伺います。)

②どのような方法で促しているのかご記入ください。

当行では企業に向けて、最も役立ち、環境配慮を促せると思われる環境関連融資商品を開発し、実際に活用いただけてきた。また、今後「環境経営」が社会のベースラインになってくるにあたり、融資条件の優遇だけでなく、環境経営の悩みに応え、環境経営に対するモチベーションを高めるための評価（格付）を行うことも環境経営促進のインセンティブになると考えている。

SMBC-ECO ローン…第三者認証を取得することで、SMBC-ECO ローンの利用が可能となり金利の優遇条件が改善される仕組みを設けている。

SMBC 環境配慮評価融資/私募債…評価結果を還元することで、環境配慮活動のレベルアップに繋がるような仕組みを設けている。

そのほか一部の融資制度では、融資の条件として一定期間内に一定量の CO2 削減を義務付けている。また、土壌汚染リスクやアスベストリスクが高いと判断した担保物件については当該リスク額を担保評価額から控除することで融資先企業に配慮を促している。

質問 2：環境事業への融資について

金融機関は、再生可能エネルギー事業等の環境事業へ融資を行うことにより、地球温暖化問題をはじめとする環境問題解決に向けて貢献するべきと指摘されています。このような考えから、貴行のプロジェクトファイナンスにおける環境事業への融資の取り組みについて伺います。

質問 2-1. 環境事業への融資の具体的な内容について

貴行は再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資に取り組んでいると伺っています。貴行が実施されている環境事業への融資の具体的な内容（環境事業の定義、具体的な対象事業、環境への効果の計測方法等）についてご記入ください。

①環境事業の定義

環境に配慮した事業（一般融資ではOECDガイドライン等を参考に設定）

②具体的な対象事業

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオ燃料、水素・燃料電池、省エネルギーなど

③環境効果の計測方法

N. A.

④その他特徴的な取り組み内容

排出権を創出させるビジネスへの関与

質問 2-2. 環境事業への融資実績および目標について

①貴行の、環境事業への融資実績として、2009 年度末時点の融資残高および 2009 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。なお、非公開あるいは無回答の場合はその理由をご記入ください。

	環境事業への融資	融資全体に対する割合
2009 年度末の融資残高	()円	()% ※1
2009 年度での新規・追加融資額	()円	()% ※2

※1：2009 年度の融資残高における環境事業への融資残高の割合（環境事業の融資残高／全融資残高）

※2：2009 年度における新規・追加融資額全体に対する環境事業への融資額の割合（環境事業の新規・追加融資額／新規・追加融資額全体）

非公開あるいは無回答の理由

--

②貴行の、環境事業への融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠をご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

--

質問 2-3. 環境事業への融資を拡大していく際の必要なことについて

これから環境事業への融資を拡大していく際に、必要となると考えられることをご記入ください。

- ☒A. 環境事業のリスクの情報共有と分担方法の確立
- ☒B. 環境事業の環境・社会的な影響の評価
- ☒C. 環境事業の実効性・収益性の評価
- ☒D. 環境事業への政策的な優遇措置（補助金の支給、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度の強化など）
（例： ）
- ☐E. その他 （ ）

地球温暖化問題への懸念が世界的に高まる中で、金融機関においても地球温暖化防止の取り組みが重要となってきています。金融機関は、自社内で温室効果ガスを削減するための取り組みを実施するだけでなく、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量を計測・公表し、温室効果ガスを削減するように努めるべきと考えられます。このような考えから、貴行の融資活動を通じた地球温暖化防止の取り組みについて伺います。また投資活動において判断材料となる情報提供を要求するカーボン・ディスクロージャー・プロジェクトについて、貴行での取り組みをお伺いします。

(質問 3-1 にて、B・C・D と回答した方に伺います。)

質問 3-3. 計測していない、あるいは非公表について

計測していない、あるいは非公表の理由をご記入ください。計測を検討している場合は、その内容をご記入ください。

--

質問 3-4. 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の削減目標設定について

① 貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、一部でも計測・公表している場合、その排出量に対して、何らかの削減目標を設定されていますか？

- ☒ A. 設定している。
☐ B. 設定していない。

(質問 3-4①にて、A と回答した方に伺います。)

② 削減目標の具体的な内容についてご記入ください。

当行から目標を要求するのではなく、企業自身で削減目標を設定いただいている。

質問 3-5. 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表に関する課題

温室効果ガスの排出量の計測・公表を今後実施していくにあたり、課題と考えられることをご記入ください。

企業毎にバウンダリー等計測の定義が異なることを勘案した上で、透明性、客観性のある計測方法を設定することが課題。

質問 3-6. 発電事業への融資実績について

貴行のプロジェクト・ファイナンスにおける発電事業への融資実績として、2009 年度末時点の融資残高および 2009 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。非公開あるいは無回答の場合はその理由をご記入ください。

事業の種類	2009 年度での新規・追加融資額	2009 年度末の融資残高
再生可能エネルギー発電関連事業	円	円
原子力発電関連事業	円	円
石炭火力発電関連事業	円	円
石油火力発電関連事業	円	円
LNG・その他ガス火力発電関連事業	円	円
水力発電関連事業	円	円

非公開あるいは無回答の理由

--

質問 3-7. カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトについての取り組みについて

貴行はカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）に署名していらっしゃいますが、CDP の質問票に対する回答結果や評価レポートの内容を、その後の投融資活動においてどのように考慮・反映をしていますか？（複数回答可）

- ☐A. 未回答の企業への投融資の停止
- ☐B. 未回答の企業への新規・追加の投融資の抑制
- ☐C. 排出量が相対的に多い企業への投融資の停止
- ☐D. 排出量が相対的に多い企業への新規・追加の投融資の抑制
- ☐E. 排出量の削減が進んでいない企業への投融資の停止
- ☐F. 排出量の削減が進んでいない企業への新規・追加の投融資の抑制
- ☐G. 排出量が相対的に少ない企業への積極的な投融資
- ☐H. 排出量が削減が進んでいる企業への増資
- ☒I. その他（ **投融資活動へ直接反映させることは無いが、環境配慮行動を促進させるためのコミュニケーション手段として積極的に活用している** ）

質問 4：社会的事業への取組みについての質問

現在、わが国においても、地域間の格差や社会的排除が課題となりつつあります。こうした問題を解消すべく、金融機関は今後、NPO 等が実施する社会的事業（コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスとも呼ばれる事業）に積極的に融資していくべきと考えられます。また、国土交通省や経済産業省などの関連省庁も社会的事業に対する支援を検討・実施しています。このような状況の下、貴行の国内における社会的事業への融資、あるいは社会的事業に対する支援（資金のおよび非資金的なもの含む）等に関する取組みについてお伺いします。

質問 4-1. 社会的事業への融資について（2009 年度の新規融資）

貴行の、2009 年度における社会的事業への融資に関する取組み状況についてご回答ください。

- ☒ A. 2009 年度に社会的事業への融資を実施した。
- ☐ B. 2009 年度に社会的事業への融資を実施していない。
- ☐ C. その他（ ）

（質問 4-1 にて、A と回答した方に伺います。）

質問 4-2. 社会的事業への融資の具体的内容について

2009 年度における社会的事業への融資の具体的内容について、ご記入ください。

「社会的事業」という観点からの網羅的な融資計数等の抽出・管理は行っていないが、個別には実績あり。

質問 4-3. 社会的事業に対する融資以外の支援について（2009 年度）

2009 年度における社会的事業に対する、融資以外の支援（社会的事業者に対する経営支援や関連する情報発信等）について取り組まれたことがあればご記入ください。

- ・ 「eco japan cup」を環境省などと主催。NPO・中小企業・ベンチャー企業の環境ビジネスモデルを募集し表彰。審査の過程で専門家によるアドバイスを行うほか、表彰されたモデルについては産官学一体となったアフターフォローでモデルの事業化、そして事業の発展を応援している。
- ・ 「三井住友銀行ボランティア基金」により、社会的事業も含むボランティア活動に寄付を実施している。
- ・ iPS 細胞研究の事業化を通じて、研究成果の社会還元・社会貢献を図っている。2008 年に京都大学、株式会社大和証券グループ本社、エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社（現：大和企業投資株式会社、SMBC ベンチャーキャピタル株式会社）とともに、事業準備会社「一般社団法人 iPS ホールディングス」および知的財産権管理・活用会社「iPS アカデミアジャパン株式会社」を設立。この 2 社への資金・営業情報などの多角的なサポートを通じて、iPS 細胞の研究成果の事業化を図っている。

質問 5：赤道原則の遵守に関する質問

貴行の赤道原則（エクエーター原則）の遵守に関することについてお伺いします。

質問 5-1. 赤道原則の環境スクリーニング実施状況の現状について

①エクエーター原則実施マニュアルに基づく環境スクリーニングの 2009 年度実施件数を下記の表にご記入ください。

カテゴリー	解説	2009 年度
A	重大な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、多様、回復不能、または前例のないプロジェクト。	7
B	限定的な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、環境側面の数が少なく、概してその立地に限定されるもので、多くの場合は回復可能であり、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。	43
C	社会影響または環境影響が、最小または全くないプロジェクト。	7
合計		57

②2009 年度において、カテゴリーA に分類されたプロジェクトについて、融資を実施しましたか。また実施した場合、プロジェクトに対して改善を促した点はどのようなものか、可能な限り具体的にご回答下さい。

カテゴリーAに分類されたプロジェクトについても融資を実施した。

ほとんどのプロジェクトは、事業者が十分な影響緩和策を計画しており、プロジェクトに対して特別に改善を促した事例は少ないが、例えば以下のものがある。

・住民移転方針フレームワークの作成：

広範囲の地域を長期間に亘り開発するプロジェクトで、複数の地域で異なった時期に住民移転が発生するので、地域毎の住民移転計画に加えて全体管理が必要と思われたため。

・生物多様性オフセットの利用：

貴重種が多く生息する地域での開発で、影響緩和策実施後も生態系への影響を完全に除去できない懸念があるため。

質問 6：ネガティブな企業・事業への融資制限制度について

海外において、CSR に先進的な取り組みを実施している金融機関では、環境・社会に悪影響を及ぼす事業を行っている企業を、融資対象から除外する取り組みも実施しています。ここでは、こうしたネガティブな企業・事業への融資についての貴行の考えをお伺いします。

質問 6-1. クラスター爆弾製造関連企業への融資について

2008 年 12 月 3 日にオスロで開催された署名式で日本政府も署名し、2009 年 7 月 14 日に条約への批准手続きを完了したクラスター爆弾禁止条約が 2010 年 8 月 1 日に発効されました。したがって、日本は既に条約に批准している立場であり、締約国として保有しているクラスター爆弾を廃棄する法的な義務が生じることになりました。このように、わが国でもクラスター爆弾が非人道的であり、廃絶すべき兵器であることについて、社会的なコンセンサスが形成されつつあると考えられます。

①現時点における、以下のクラスター爆弾製造関連企業に対する貴行の融資状況を以下にご記入ください。

企業名	融資しているか否か	融資している場合の融資額 (単位：億円)
Alliant Techsystems ATK	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
Hanwha	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
L-3 Communications	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
Lockheed Martin	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
Poongsan	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
Singapore Technologies Engineering	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円
Textron	☐ 融資している ☐ 融資していない	億円

なお、個別企業への融資状況は公開できないという場合は、上記 7 社のいずれかに融資をしているか否かをご回答ください。また、非公開あるいは無回答の場合はその理由をお答えください。

- ☐A. 上記 7 社のいずれかに融資をしている。 その場合の融資額合計 (億円)
- ☐B. 上記 7 社のいずれにも融資していない。

非公開あるいは無回答の理由

個別の取引内容にかかわるコメントは差し控えさせていただきます。

②全国銀行協会は 2010 年 10 月 8 日、「クラスター弾に関する条約の発効を受けた銀行界としての取り組みについて」というリリースを発表し、「銀行業務の公共的使命の重みを認識するとともに、『良き企業市民』としての社会的責任に鑑み、クラスター弾の製造を資金使途とする与信は、国の内外を問わず、これを行わないこと」を加盟行で申し合わせたことを発表しました。こうした動きを受けて、貴行がクラスター爆弾製造関連企業に対する投融資についてどのように取り組まれているか、ご回答ください。

□A. CSR 担当部局内で勉強し、方針の策定等を検討している。

(はい / いいえ)

□B. CSR 担当部局内以外の部署とともに方針の策定等を検討している。

(はい / いいえ)

□C. ステークホルダダイアログの中で一つのテーマとして取り上げ、対話を実施している。

(はい / いいえ)

□D. 新規の融資案件について、クラスター爆弾製造目的であることをチェックしている。

(はい / いいえ)

※ (はい) と回答した方に伺います。

具体的にどういった基準でチェックしていますか？

与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示したクレジットポリシーの中で、クラスター爆弾製造についても与信を禁止する資金用途の一つとして明記している。

□E. 新規の融資案件について、クラスター爆弾製造目的の融資は全て禁止している。

(はい / いいえ)

□F. 資金使途に関わらず、クラスター爆弾製造関連企業への新規融資は全面的に禁止している。

(はい / いいえ)

□G. クラスター爆弾製造関連企業への既存の融資案件についても引き上げを検討している。

(はい / いいえ)

□H. クラスター爆弾製造関連企業への既存の融資案件についても引き上げた。

(はい / いいえ)

※ (いいえ) と回答した方に伺います。

既存の融資案件について、引き上げることができない理由をご記入ください。

個別の取引内容にかかわるコメントは差し控えさせていただきます。

質問 6-2. クラスター爆弾以外の兵器製造関連企業への融資について

貴行の、クラスター爆弾以外の兵器（対人地雷、劣化ウラン弾、生物化学兵器、核兵器等）製造関連企業への融資の制限に関して、取り組まれていることがあればご記入ください。

N. A.

質問 7：「生物多様性」に配慮した企業への融資について

近年「生物多様性」の低下が地球環境問題の一つとして大きな課題となっており、国際的に取り組みが進められています。2010 年 10 月には愛知県・名古屋市で多様な生き物や生息環境を守り、その恩恵を将来にわたって利用するための生物多様性条約 COP10 が開催されました。このように「生物多様性」はますます国際的に注目されるキーワードとなります。また、「生物多様性」の保全は企業活動とも密接に関わり合っているという認識から、金融機関の立場からも、今後は「生物多様性」に配慮した企業に積極的に融資していくべきと考えられます。

質問 7-1. 「生物多様性」に配慮した企業への融資優遇制度について

貴行において、「生物多様性」に配慮した企業への融資優遇制度を実施していますか？

- ☐A. 実施している。
- ☐B. 実施していない。

(質問 7-1 にて、A と回答した方に伺います。)

質問 7-2. 「生物多様性」に配慮した企業への融資優遇制度の実施状況について

①企業の、「生物多様性」の保全活動を評価する格付評価基準について具体的にご記入ください。

「SMBC 環境配慮評価融資／私募債」の評価項目の一部として、「生物多様性」への配慮状況を加味して企業の環境配慮状況全般の評価を実施。企業が「生物多様性」の保全に資する取組を行っているか等を評価基準に組み込んでいる。

②「生物多様性」に配慮した企業への融資状況について具体的にご記入ください。

「SMBC 環境配慮評価融資／私募債」では「生物多様性」への配慮状況を評価項目の一部として位置づけているため、本項目単独での融資状況の具体的記載は差し控えさせていただきたい。

質問 7-3. 「生物多様性」に配慮した SRI について

貴行において、「生物多様性」に配慮した SRI 商品を販売していますか？

- ☒A. 販売している。
- ☐B. 販売していない。

質問 7-4. 「生物多様性」に配慮した SRI 商品の設定について

貴グループの運用会社において「生物多様性」に配慮した SRI 商品を設定していますか。

- ☒A. 設定している。
- ☐B. 設定していない。

(質問 7-4 にて、A と回答した方に伺います。)

質問 7-5. 「生物多様性」に配慮した SRI 商品の運用状況について

貴グループの運用会社にて設定されている「生物多様性」に配慮している SRI 商品について、純資産額が多い順にファンド名とその純資産額（2009 年度末）を 3 つご回答ください。

ファンド名	純資産額（2009 年度末時点）	備考
SMBC・日興 世銀債ファンド	（ 160.96 億 ）円	
（SMFG グループ会社）SMBC フレンド証券：地球環境債	（ 2010 年度新規商品 ）円	
	（ ）円	

質問 8：その他の取り組みについて

これまでお答えいただいた取り組み以外で、特にアピールしたい貴行の環境・社会配慮の取り組みを自由にご記入ください。

・グローバルな成長産業に対し多角的なビジネス支援を実現するべく、2010 年 7 月に「成長産業クラスタープロジェクトチーム」を新設。成長分野を「新エネルギー」「環境」「水」「資源」の 4 つに設定し、新興国でのインフラ投資や再生可能エネルギー案件などの発掘を進めている。

・国内最大級の環境総合展示会「エコプロダクツ展」の中で、環境ビジネスへの新規進出や販路拡大、情報収集を考えているさまざまなステークホルダーを対象とした複合環境イベント「三井住友フィナンシャルグループ 環境ビジネスフォーラム」をグループ各社とともに開催。会期中、SMFG 取引先の中小企業 28 社によるブース出展、659 件の環境ビジネスマッチング、17 回のミニセミナー、2 回のパネルディスカッションを実施した。

その他環境配慮取り組みについては下記 URL ご参照。

<http://www.smfg.co.jp/responsibility/environment/business/>